

資産等報告書に係る審査結果報告書

1 審査の対象となった資産等報告書

生駒市政治倫理条例第5条第6項の規定により審査を求められた資産等報告書は、次のとおりである。

(1) 平成22年5月14日付け生総第30号で生駒市長から審査を求められた資産等報告書（1人分）

この資産等報告書は、平成22年1月24日施行の市議会議員の補欠選挙の結果、同月25日から任期が開始した議員に係る生駒市政治倫理条例第5条第1項に規定する資産等報告書（初めてその職に就いた場合の報告）である。

(2) 平成22年6月11日付け生総第52号で生駒市長から審査を求められた資産等報告書（24人分）

この資産等報告書は、次のように区分される。

ア 平成22年1月24日施行の市長選挙の結果、同年2月3日から2期目の任期が開始した生駒市長に係る生駒市政治倫理条例第5条第2項に規定する資産等報告書（2期目の最初の報告）

イ 生駒市長及び前号に規定する議員を除く報告義務者（議員22人及び教育長）に係る生駒市政治倫理条例第5条第3項に規定する資産等報告書（任期中における年次報告）

2 審査の方法

生駒市政治倫理条例並びに同条例施行規則、生駒市議会の議員に係る生駒市政治倫理条例施行規程及び生駒市教育委員会教育長に係る生駒市政治倫理条例施行規則の規定にのっとり、審査の対象となった25人分の資産等報告書について、添付された証明書類と照合するとともに、1の(2)の資産等報告書については、平成21年に提出された資産等報告書と比較する方法により、記載事項に疑義がないかなどを審査した。

3 審査の結果

審査の対象となった資産等報告書は、単純な記入誤り（記載漏れを含む。）及び証明書類の添付の誤りが一部で見受けられたものの、特段の疑義はなく、適正に報告されているものと認められる。

(資料)

生駒市政治倫理審査会委員

	氏名
会長	中川 幾郎
副会長	景山 良一
委員	横田 保典

審査の概要

会議の開催日	内 容
平成22年9月9日(木)	第1回生駒市政治倫理審査会 (1) 平成22年5月14日付け生総第30号で生駒市長から審査を求められた資産等報告書の審査 (2) 平成22年6月11日付け生総第52号で生駒市長から審査を求められた資産等報告書の審査
平成22年11月2日(火)	第2回生駒市政治倫理審査会 (1) 第1回生駒市政治倫理審査会において訂正する必要があると認めた資産等報告書に係る訂正届及び訂正後の資産等報告書の審査 (2) 資産等報告書に係る審査結果報告書の作成 (3) 資産等報告書の記載事項である預金及び貯金の範囲について